

税務・財務情報 第2712号

事前に知っておきたい 準確定申告と相続人の確定申告

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

事前に知っておきたい

準確定申告と相続人の確定申告

1 準確定申告とは

準確定申告とは、お亡くなりになった方（被相続人）の確定申告のことをいいます。

通常は、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得を計算し、翌年の3月15日までに申告しますが、年の途中で亡くなられた場合は、1月1日から死亡した日までの所得を計算して相続人が申告と納税をしなければなりません。

準確定申告の提出期限は、亡くなられた日（相続開始日）の翌日から4か月以内です。

2 届出書・申請書の提出

被相続人が青色申告をしていたからといって、不動産を引き継いだ相続人も自動的に青色申告ができる訳ではありません。被相続人の届出書や申請書の効力が相続人に引き継がれないため、相続人が事業を承継して青色申告や消費税の簡易課税を選択したい場合は、新たに届出書等を納税地の所轄税務署へ期限内に提出する必要があります。提出期限は通常の提出期限と異なり、相続開始日によって期限が違いますので注意が必要です。

《主な届出書等の提出期限（相続開始年より適用を受ける場合）》

・青色申告承認申請書の提出期限

被相続人の申告様式	相続人	相続開始日				
		1/1~1/15	1/16~3/15	3/16~8/31	9/1~10/31	11/1~12/31
白色申告	白色申告	3/15		相続開始年適用なし		
	新規開業	3/15	相続開始日から2ヶ月以内			
青色申告	白色申告	3/15		相続開始年適用なし		
	新規開業	相続開始日から4ヶ月以内		12/31	翌年2/15	

・消費税課税事業者選択届出書・消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限

被相続人の届出の状態	相続人	届出書の提出期限
届出書を提出済	相続開始以前から事業継続	相続開始日の属する課税期間の末日(12/31)
届出書を提出していない		相続開始日の属する課税期間は選択不可
	事業継承後新たに事業開始	相続開始日の属する課税期間の末日(12/31)

3 準確定申告の所得計算

1月1日から死亡日までの所得を計算する上で、通常の確定申告と異なる点で主なものについては下記の通りです。

- ・ **固定資産税の経費算入額**

相続開始前に納税通知があった場合は下記のうちいずれかを選択して経費計上します。

- ①年税額の全額を経費にする
- ②納期限が到来した分を経費にする
- ③実際に納付済みの額を経費にする

※相続開始後に納税通知があった場合は経費にすることはできません。

- ・ **個人事業税の経費算入額**

相続開始年分の個人事業税は見込額を計上することができます。

- ・ **減価償却費の額**

$$\text{その年分の減価償却費} \times \frac{\text{1月から死亡月までの月数}}{12 \text{ か月}}$$

- ・ **医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除**

被相続人が生前に実際に支払った金額をもとに各控除額を計算します。死亡後に相続人が支払った金額は控除の対象となりません。

- ・ **障害者控除、配偶者控除、扶養控除**

被相続人の死亡時の現況により判断します。配偶者控除や扶養控除の対象となるかどうかは合理的に見積った所得で判定します。

4 国外転出（相続）時課税

国外転出（相続）時課税とは、次の①②の要件に該当した場合は②の相続人が取得した有価証券等（上場株式、非上場株式、投資信託など。以下「対象有価証券」という）について被相続人が譲渡等したものとみなして対象有価証券の含み益に所得税が課税される制度です。

- ① 相続人が相続開始時に1億円以上の対象有価証券を所有していた
 - ② 非居住者（外国に居住する者）である相続人がその対象有価証券を相続した
- ※平成27年7月1日以降の相続について適用される制度です。

もちろん対象有価証券の譲渡所得についても準確定申告書に反映し相続開始日の翌日から4か月以内に提出しなければなりません。

非居住者である相続人が有価証券等を取得しなければみなし譲渡はありませんが、準確定申告期限までに分割できないケースも考えられます。未分割の場合、どのような準確定申告をすべきか明らかになっていませんが、仮に法定相続分での申告とすれば非居住者の法定相続分についてみなし譲渡の計算が必要です。

相続人は、まず被相続人の財産の把握から始めてなければならず、それを含めて4か月以内に準確定申告です。手間もかかりますし、時間的にも厳しいです。

5 相続人の確定申告（未分割の資産から生ずる所得は誰のもの？）

被相続人が賃貸物件を所有しているケースを考えてみます。通常被相続人の死亡から遺産分割協議が整うまでには時間がかかることが多いのですが、分割協議が整うまでに発生した不動産所得は誰が申告しなければならないのでしょうか？答えは「相続人全員が不動産所得を法定相続分で申告しなければならない」です（平成17.9.8最高裁判決）。つまり、賃貸物件を相続しない相続人も未分割期間中の不動産所得を申告しなければなりません。

相続人全員ですので所得計算も申告手続きも面倒です。

6 遺言書があれば確定申告もスムーズに・・・

④、⑤のような面倒な申告にならない対策としては「遺言書」を書くことです。遺言書で対象有価証券や賃貸物件を誰に相続させるかを決めておけば未分割という状態は生じません。

① 国外転出（相続）時課税が心配される方の場合

対象有価証券を非居住者（将来非居住者となる可能性のある相続人も含みます。）以外の相続人に相続させる遺言書を残しておけばみなし譲渡の適用はありません。

② 賃貸物件を所有されている方の場合

賃貸物件ごとに〇〇（長男や二男など）に相続させるという内容の遺言書を残しておきます。相続開始後の賃貸物件の家賃等は遺言書で指定された相続人に帰属することになりますので、所得を法定相続分で按分する必要はありません。

ただし、いずれのケースも偏った遺言内容は無用なもめごとの原因となるので注意しましょう。また、遺産分割を早くすれば遺言書なんていらんじゃないの？と思われる方もいらっしゃるかも知れません。しかし、遺産分割は相続人全員の合意です。万一、遺産分割でもめてしまいずっと未分割となってしまうたら・・・。

7 最後に

遺言書は財産の多い人だけが書くものと思いませんか？いわゆる「争続」防止のため財産の多寡にかかわらず遺言書は必要ですが、「争族」の心配はなくても相続人の手続き等の負担を軽減するように遺言書を作っておけば残された相続人の助けになるのではないのでしょうか。

何かご不明点などありましたら弊社の担当者にご相談下さい。